開発協力適正会議 第21回会議録

平成27年4月28日(火) 外務省南庁舎 8階893会議室

《議題》

1 報告事項

- (1) 平成26年度ODA第三者評価結果の概要及び平成27年度ODA第三者評価実施予定案件の報告
- (2) 案件概要書の改訂について

2 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) ウガンダ「カンパラ首都圏送変電網改修計画準備調査」(プロジェクト形成 (有償))
- (2) エジプト「エジプト日本科学技術大学教育・研究機材整備計画準備調査」 (プロジェクト形成 (無償))
- (3) ベトナム「ベンチェ省水管理計画準備調査」(プロジェクト形成(有償))
- (4) カンボジア「南部経済回廊拠点配電網整備計画準備調査」(プロジェクト 形成 (無償))

3 その他

- (1) ミャンマー「人材育成奨学計画準備調査」(プロジェクト形成(無償))
- (2) ミャンマー「ミャンマー行政能力向上に係る人材育成プロジェクト」(技術協力)

4 事務局からの連絡

午後3時00分開会

1 報告事項

- 〇 小川座長 それでは、第21回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。 本日は、外務省からは、石兼国際協力局長が海外出張中であるために、代理として 豊田国際協力局審議官が出席していらっしゃいます。
- 〇 説明者(豊田) どうぞよろしくお願いいたします。
- 〇 小川座長 なお、豊田審議官におかれましては、用務のため3時半ごろに一旦中座されます。その後、戻られて、また4時50分ごろに退席されるという予定でありますので、あらかじめお伝えしたいと思います。

本日の会議におきましては、報告事項、プロジェクト型の新規採択調査案件4件の議論に続きまして、外務省側から事前に提案のありましたとおり、ミャンマー「人材育成奨学計画準備調査」及びミャンマー「行政能力向上に係る人材育成プロジェクト」についての議論をお願いいたします。

通常よりも議論が多いので、議事進行には御協力を頂たいと思っております。

(1) 平成26年度ODA第三者評価結果の概要及び平成27年度ODA第三者評価実施予定案件の報告

- 〇 小川座長 早速、報告事項に入りたいと思います。最初に「平成26年度ODA第三者評価結果の概要及び平成27年度ODA第三者評価実施予定案件の報告」について、外務省の説明者から御報告をお願いしたいと思います。
- O 説明者(徳田) 国際協力局開発協力総括課長をしております徳田でございます。 議題に入ります前に、今般、経団連の横尾委員から3月31日をもって委員を退任し たいというお申し出がございました。

この申し出をお受けして、後任として4月1日から川口晶一般社団法人日本経済団体 連合会国際協力本部長に委員を委嘱させていただくことといたしました。

残念ながら、本日は川口委員は所用により御欠席でございますので、次回会議において改めて皆様に御紹介をさせていただきたく存じます。

続きまして、昨年10月に行われました第18回「開発協力適正会議」におきまして、 松本委員のほうから、広域に日本が総合的に手を入れているところには、全体でどの ような効果が現地にあったか評価してほしいという御指摘をいただいたところであり ます。

平成26年度ODA第三者評価におきまして、広域案件への評価としてメコン地域のODA案件に関わる日本の取組の評価を実施したところでございます。

これを含めました平成26年度第三者評価結果の概要と、本年度の実施予定案件につきまして、ODA評価室長から御報告をさせていただきたく存じます。

それでは、村岡室長、よろしくお願いします。

O 説明者(村岡) 大臣官房ODA評価室の村岡でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の別添1を御覧ください。平成26年度ODA第三者評価結果の概要と本年度ODA評価の対象案件の2案件につきまして、御報告させていただきます。

外務省では、ODAの管理・改善及び国民への説明責任を果たすことを目的に、政策 レベルを中心としたODA評価を年8~9件ほど実施しています。

これらの評価は、客観性、独立性の観点から、一般競争入札により選定される外部 有識者及びコンサルタントによる個別の評価チームによって第三者評価として実施さ れております。

本日は、昨年度、平成26年度に実施しました9案件につきまして、今般、評価が終了し報告書が完成いたしましたので、この場で御報告させていただきます。

お手元の資料の裏のページになりますけれども、それらの評価結果と主な提言の概要を簡単にまとめたものでございます。お時間の関係もありますので、この場で各案件の詳細に入ることは控えさせていただきますが、以前に松本委員から御指摘をいただきました、広域的な支援に対する評価の観点から実施いたしましたメコン地域のODA案件に関わる日本の取組の評価を例に、評価結果の概要を簡単に御説明いたします。

裏のページの中段を御覧ください。ここでは、日本の対メコン地域援助政策は、我が国の上位政策及びメコン5か国の開発計画に合致しており、日本の民間企業の投資傾向にも沿い、政策の妥当性は高い。また、実施のプロセスは適切で、地域の人々から日本の取り組みに対する感謝の声が広く聞かれた。我が国の支援は日本外交に大いに資するものであったという評価をいただいております。

本事例を含む9案件の提言の中から特徴的なものを3点ほど御紹介いたしますと、援助 戦略方針の一層の明確化、民間連携の更なる推進、広報の強化と情報の公開といった ものでございました。

これらの評価結果は、今後、外務省関係各課及びJICA関係各課に周知し、主な提言に関しましては対応策を検討、策定いたしまして、そのフォローアップを行ってまいります。

また、アカウンタビリティの観点につきましては、先日、和文報告書の全文及び概

要を外務省のホームページに掲載させていただいたところでございます。

各報告書は大体このぐらいの厚さで、これはメコンのものなのですけれども、ハードコピーと共にホームページに公表させていただいているものでございます。

もう一つの資料でございますが、こちらは平成27年度のODA対象案件の一覧でございます。全部で8件ありまして、国別/地域別評価としてベトナム、太平洋島嶼国、コーカサス地域及びモロッコを検討しております。

重点課題別評価といたしまして、環境関連ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた日本の取り組み、2011~2015年にかけての日本の教育協力政策及びODAにおける官民連携の3点を取り上げることにしております。

また、スキーム別評価として、債務免除を予定しているところでございます。

それぞれの選定に際しましては、国別評価につきましては、各地域の重点国の中で 過去の評価実績のない国、又は前回実施してから一定程度時間が経過している国を主 に候補地として選定しております。

今年はMDGsの最終年ということもございまして、ポスト2015への対応も見据えつつ、環境、教育、債務免除というものを選定した次第でございます。

今後、本年度の評価予定案件につきましては、評価者の選定の入札プロセスに入っていく予定にしております。

以上でございます。御清聴ありがとうございました。

〇 小川座長 どうもありがとうございます。

ただいまの御報告について、委員側から御意見、御質問はございますか。 松本委員、お願いいたします。

〇 松本委員 どうもありがとうございます。

平成27年度について、まだインプットが可能であれば、御検討いただきたいことが 1つあります。それは債務免除の評価についてです。

もちろん債務免除方式にしてからの評価ということだと推察いたしますが、そもそもは債務救済無償資金協力を廃してこの制度にしたということだと思います。債務救済無償資金協力については、いわゆる見返り資金の利用、あるいはそれがどのように使われたのかという領収書の提出等、たしか2003年ごろだったかと思いますけれども、その廃止に当たって幾つか問題点が指摘されていたと理解しております。

可能な範囲ですが、その後、債務救済無償資金協力を出した国々がどのぐらいそれに対して最終的に報告を出したのかということについても、やはりせっかくのタイミングですので、外務省のほうで整理、確認をして、そもそもそのスキーム自体についての最終的な評価も合わせてやっていただけたらと希望いたします。

〇 説明者(村岡) コメントありがとうございます。

今年度のODA評価対象案件につきましては、既に省内の決裁を終えておりまして、 具体的にそれぞれの案件に対してどのようなTORをつくるかということで、今、協議 しているところでございます。

ただ、過去何年にもわたって評価をやるということになると、作業自体もかなり膨大なものになりますので、予算、マンパワーの制約も考えながら、現在のところ、2002年以降の債務免除について一通りの評価をするということで検討しておりますので、その中で御指摘いただいた部分が該当するようなことがありましたら、そういった関係も含めて見させていただきたいなと思っている次第です。

○ 小川座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは「案件概要書の改定等について」に入りたいと思います。こちらも外務省 の説明者から御報告をお願いしたいと思います。

(2) 案件概要書の改定について

〇 説明者(徳田) 案件概要書の改定等について、御説明申し上げます。

1つには、ジェンダー平等の国際的な取組がさまざまな形で進められていることを受けまして、案件概要書の「3. 事業概要」のところに「(5) ジェンダー分類」というものを記載するように改定いたしました。

第2点目といたしまして、前回の会議におきまして高橋委員から、国別援助方針の目標と案件概要書の事業目的のつながりを明確化した書きぶりに変えてほしいという御指摘を頂いたところでございます。

これを受けまして、案件概要書の事業の要約及び事業の目的の箇所におきまして、 国別援助方針における目標と可能な限り整合性をとった記載とするように指示をした ところでございます。

今後とも適正会議において充実した議論が可能となりますよう、改善を進めていき たいと考えております。

事務局からは以上でございます。

〇 小川座長 どうもありがとうございます。

ただいまの御報告について、委員側から御意見、御質問はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

2 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) ウガンダ「カンパラ首都圏送変電網改修計画準備調査」(プロジェクト形成 (有償))
- 小川座長 それでは、2番目のプロジェクト型の新規採択調査案件に入っていきたい と思います。

本日取り上げる案件は、事務局から提示されました新規採択案件17件のうち、ウガンダ、エジプト、ベトナム、カンボジアの4案件です。これは事前に委員に全ての新規採択案件を個別に御検討いただいた上で、委員による採点に基づいて地域バランスをとりつつ選定したものであります。

進め方としては、これまで同様に、委員から事前に頂いたコメントを書面で配付し、 説明者から案件の簡潔な概要の説明及び委員のコメントに対する回答を行っていただ き、その後、議論を行いたいと思います。

早速ですが、最初の案件に入りたいと思います。ウガンダ「カンパラ首都圏送変電網改修計画準備調査」(プロジェクト形成(有償))について、説明者から案件の概要の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

O 説明者(白石) 本日、本件についての説明を担当させていただきます、国別開発協力第三課の白石と申します。首席事務官でございます。

ウガンダ「カンパラ首都圏送変電網改修計画準備調査」でございます。

ウガンダですが、こちらの国は、天然資源を有する近隣内陸国、例えば南スーダンの石油ですとか、コンゴ民の銅などがございますし、外港、ケニアのモンバサ港が恐らく該当すると思いますけれども、そういった国を結ぶ位置に所在しておりまして、周辺地域の安定と発展を推進する点でも同国への支援は重要であると考えております。

我が国の対ウガンダ国別援助方針におきましても、経済成長を実現するための環境整備を重点分野として掲げておりまして、日本の技術・知見を生かした案件形成に留意し、電力等の公益インフラ整備や運営・維持管理に係る支援を通じて、内陸国ウガンダの経済成長に不可欠な安定したエネルギー資源の供給に貢献していくことを目標としております。

我が国としましては、これまで有償・無償資金協力を通じましてウガンダ全体の送電網の整備、カンパラ首都圏における送変電設備整備等を実施しておりまして、ウガンダの経済成長に貢献してきております。

他方で、ウガンダ政府でございますが、水力発電所の建設等を通じて電源開発を順次進めていますけれども、主な需要地でございますカンパラ首都圏では、その需要量に比して送変電設備、送電設備、変電設備の増強が必ずしも進んでいないという状況

がございまして、将来の電力需要状況、電力需要の予測を踏まえて、更なる対応が急 務となっていると認識しております。

こういった背景のもと、今回の計画「カンパラ首都圏送変電網改修計画」を通じましてカンパラ市において電力供給の強化を図ることは、これまで我が国が整備に寄与してきた同市内の電力網をスケールアップさせるものでございまして、我が国の援助方針とも合致すると考えております。

官民連携の観点でございますけれども、この計画を通じた送変電網の改修によって、本邦企業を通じた民間企業のビジネス環境の向上、投資環境整備にも貢献すると確信しております。

また、TICAD Vが2013年6月に開催されましたけれども、こちらで我が国として 6,500億円の公的資金をインフラ整備に支援するという旨を国際公約として表明して おりますので、本計画はこういった支援策をまさに具体化するもので、非常に重要で あると考えております。

私からの説明は以上でございます。いただきました質問につきましては、JICAのほうから回答させていただきます。

- O 説明者(岩間) JICAアフリカ部アフリカ第二課課長をしております岩間です。 事前に各委員からいただきました質問に対して回答させていただきます。
 - 初めに、電源開発との関係ということで、高橋委員からいただいています質問、 事業対象以外の設備整備状況との整合性が重要と思われる。案件概要書に言及されているカルマ水力発電所やイシンバ水力発電所以外で、事業に関連する新規電源開発や、隣国からの電力融通の予測について教えていただきたい。

これと齊藤委員からいただいております2つ目の質問、経済成長に伴って電力需要が大幅に増大しているが、送変電設備の新設・増設のみで対応可能か。将来的には発電所の増設が計画されているのか。こちらの2つの質問に対応させていただく点、まずお答えさせていただきます。

まず、ウガンダについての電力需要についてなのですが、ウガンダのみならず途上国では、電力需要を正確に測っていくというのはなかなか難しいところはありますが、現時点で得ている情報に基づきますと、2022年までのウガンダの国内需要はおよそ1,400メガワット、首都のカンパラ市内の需要も2022年でおよそ600メガワット近くという予想がされております。

これに対しましてウガンダ政府は発電計画を立てておりまして、案件概要書にも書かせていただいておりますが、政府としましてはカルマ、イシンバなどの大規模水力発電所の建設を進めていますし、これ以外にもここ数年で小水力発電所ですとか、バイオマス、メガソーラー、重油・原油等を使った火力発電といった

計画を進めております。

政府としてのこうした取組の結果としまして、現時点で立てている計画によりますと、ウガンダの発電能力というのは2022年までは現在の660メガワットから約1,760メガワットになります。現在の約2倍以上の容量になるということで、我々としましては、ウガンダ政府のこういった発電計画というのは、彼らの電力需要に対しおおむね対応できる計画と見ております。

高橋委員から電力融通の予測というコメントもされておりました。電力融通という観点におきましては、東アフリカにおきまして東アフリカパワープール計画というのがあります。こちらは各国を結ぶ国際送電線を建設することによって電力を融通し合うということで、実際にエチオピア、ケニア、ウガンダ、将来的にはタンザニア等々ということで計画がなされております。

将来的な話としましては、ウガンダは隣国からの電力輸入というのは想定しておらず、先ほどお話しさせていただきましたような発電計画に基づいて、むしろ逆に周辺国へ電力を輸出するというような計画を立てていると伺っております。

いずれにしましても、このようなことで発電計画としましてはおおむね需要に耐えられる計画であるかと思っております。

これに対しまして、その電力をいかに供給していくかという送変電の計画についてですけれども、先ほど外務省からも言及がありましたが、発電電力の主な需要地となるカンパラでは、既存の設備では倍増された電力を送電・変電する能力がないということで、このままだとせっかく発電されてもなかなか電力が有効に活用できない状況にあります。現状ではこれ以上の発電所を建設したとしても、需要を満たすことはできません。

現在、無償資金協力で実施中のクイーンズウェイ変電所改修計画案件と共に今回の協力によって首都圏の変電能力を約1,000メガワット近くまで向上させる計画としております。これによりまして、2018年完工予定のカルマ、イシンバ両水力発電所による発電容量の増加ですとか、継続的に増加される需要に対応していくことが可能と考えております。

● 続きまして、他の案件、無償、有償の関係等ということで御質問を頂いております。

齊藤委員から頂きました最初の質問、ウガンダにおける送変電所設備改修、送電網の増設等について、過去3回の無償、2回の有償資金協力を実施しているが、今回、有償で行う理由は何かといただいております。

これまでウガンダにつきまして、電力分野では国全体の送電網に関わるものですとか、先ほど言及させていただきました国際連携線の整備ということで、比較的協力規模の大きな案件を有償資金協力にて対応してきております。

一方で、カンパラ首都圏ですけれども、過去2回ほど無償資金協力させていた

だいておりますが、送変電設備、配電設備の事故の発生又は停電などに緊急的な 対応をするということで主に支援してきております。

また、現在実施中のクイーンズウェイ変電所改修計画も、カンパラ首都圏の変電施設の過負荷状態を一時的に解消する緊急的な対応を目指したものとして取り組んでいるところです。

しかし、将来的には過負荷状態が再び悪化することが見込まれておりまして、カンパラ首都圏の変電機能は中心地にある変電所に集中してしまっているということで、本有償資金協力においてカンパラ首都圏内の変電施設の過負荷を解消させていき、負荷を分散させていくということで捉えております。円借款によって事業規模も大きくなりますので、事業のスケールアップを図って、首都圏の電力需要を改善すると考えております。

● 続きまして、荒木委員から、この計画は、従来のクイーンズウェイ変電所改修計画の枠組みの延長線上にあるのか、この計画で向こうどれぐらいのタイムスパンの需要に耐え得るかという御質問を頂いております。

今説明させていただきましたように、この無償案件と今回の有償資金協力というのは、まさに同じ枠組みといいますか、その延長線上で考えさせていただいております。クイーンズウェイ変電所改修計画がより緊急的な対応ということで、それを前提にしながら、この有償案件でもう少し大きく送変電システムとして強化をさせていくというものです。

向こうどれぐらいのタイムスパンの需要に耐え得るかというところですけれども、ウガンダ政府が持っております今の送変電の開発計画というのは、大体2022年と言われておりますが、そこから大体2020年代半ばから後半ぐらいまでの需要には耐え得るものと捉えております。詳細につきましては、協力準備調査の中で引き続きしっかりと確認していきたいと思っております。

● 最後に、松本委員からいただいております環境社会配慮の重要性という点です。 まず、コメントの内容を言及させていただきます。

ウガンダの水力発電開発においては、アヤゴ水力発電をめぐる教訓があると考える。本事業は送変電網の改修事業だが、前提にしているビクトリア・ナイル川水系の水力発電所は、下流国への影響を含めて環境社会面でさまざまな懸念がある。JICA環境社会配慮ガイドラインの運用では、本事業がそうした水力発電所建設と「不可分一体」の関係にあるとは捉えられていないが、ガイドラインの趣旨を踏まえて、JICA・日本政府は、本事業を通してウガンダの水力発電開発が現地の環境・社会及び下流国に深刻な悪影響が及ばないよう、可能な限り働きかけを行うべきである。

こちらについて回答させていただきます。

松本委員の御質問の中でも言及されておりますように、本事業はカンパラ首都

圏内の送変電の改修を対象としたものでありまして、水力による電源開発とは直接的には関係がないといいますか、いわゆる「不可分一体」の関係とは我々としても捉えておりません。

一方で、水力による電源開発事業につきまして、ウガンダ政府も環境や社会への影響に配慮して対応をとっていると認識しておりますけれども、この点は非常に重要ですので、JICAとしても状況把握に努めていきたいと思っております。

本事業におきましては、ガイドラインを遵守し、環境や社会への影響を回避または最小化できるようにしっかりと働きかけていきたいと考えております。

以上になります。

〇 小川座長 どうもありがとうございます。

ただいまの説明者からの説明について、追加の御意見、御質問があれば発言をお願いしたいと思います。

齊藤委員、お願いします。

O 齊藤委員 御説明どうもありがとうございました。

この案件で「3. 事業概要」の(2)の③で、ほかの金融機関との協調融資の可能性という記載がございますけれども、これはどの程度進んでいる話で、どのような形での協調融資をお考えになっているのか。スコープを別に分けるのかなど、そこら辺を教えていただければと思います。

〇 説明者(岩間) 御質問ありがとうございます。

現時点で考えておりますのはアフリカ開発銀行との協調融資でありますけれども、これは協力準備調査の中で、ウガンダ側も含めて3者でしっかりと話をしていきたいと思っておりますが、現時点の想定としましては、いわゆるパラレル融資の形で進めていくことを考えています。つまり、JICA側で行うポーションとアフリカ開発銀行で行うポーションというのは、接続はするものの、対象は別々に分けて進めて行くことを想定しています。したがって、基本的には調達ガイドライン等も別々に使用するというようなことを考えております。ただ、この辺はまさに協力準備調査の中でしっかりと関係者と話をしていきたいと考えておるところです。

以上です。

〇 小川座長 ほかはいかがでしょうか。

松本委員、お願いします。

○ 松本委員 おおよそ御回答いただいたようなことだと理解はしていますが、この水系全体の水力発電については懸念も多いですので、間接的ではありますけれども、こういうチャンネルを使って、ウガンダのナイル水系の開発が例えば下流のエジプトであるとか他の国に対する脅威にならない、あるいはビクトリア湖そのものの生態系の大きな変更につながらないような働きかけをぜひともお願いしたい。

この事業が直接そういう害を及ぼすと思っているわけではありませんが、その関係性をウガンダ政府と持つということを通じて、できる限りそのような働きかけをお願いしたいということを重ねてお願いしたいと思います。

○ 小川座長 よろしいですか。では、よろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

〇 高橋委員 御説明ありがとうございました。

電力供給の御説明の中でバイオガスとか小水力発電についても言及があったと思いますが、そのあたりの部分こそ日本の技術が生かせる部分が結構多様にあるのではないかなと思っているのですが、今の松本委員の生態系への影響ということも考えたときに、小水力発電あたりを中心に進めていくというようなお考えというのはないものなのでしょうか。

〇 説明者(岩間) 御質問どうもありがとうございます。

現時点では、実際、発電の関係で我々日本として協力していくという計画はないのですけれども、もちろん対ウガンダのエネルギーセクターにしっかり支援していくというのが全体の国別援助方針でもありますので、可能性等があればしっかりとその辺はウガンダ政府側の意向を聞いていきたいと思っております。現時点では具体的な計画はありません。

以上です。

- 〇 小川座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- (2) エジプト「エジプト日本科学技術大学教育・研究機材整備計画準備調査」 (プロジェクト形成 (無償))
- 〇 小川座長 それでは、2番目の案件に進みたいと思います。「エジプト日本科学技術大学教育・研究機材整備計画準備調査」(プロジェクト形成(無償))について、説

明者から案件の概要の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

〇 説明者(白石) 引き続きまして、エジプトの案件について説明させていただきます。

エジプトでございますけれども、こちらは地理的に中東・アフリカの連結点、国際的物資輸送ルートであるスエズ運河を擁しておりまして、まさに地政学的な要所に位置している国でございます。アラブ諸国最大の人口を有しておりまして、また、中東和平プロセスを初め、地域の平和と安定の達成に向け重要な役割を担っている国でございます。

エジプトが抱えます開発課題の取組を支援することによってエジプトの安定化に貢献することは、中東地域全体の安定強化につながると考えております。

他方で、エジプトはアフリカ大陸でも大きな影響力を有している国でございますけれども、2011年の政変以降、内戦の混乱を受けまして外交プレゼンスも減退しております。

したがいまして、エジプトの安定化、外交舞台への早期復帰に寄与することが地域 安定化の鍵でございます。

経済のほうでございますが、2011年の政変以降、経済は低迷しておりますけれども、 潜在性は非常に高いものがあります。昨今、新大統領が選出されておりますし、政治 的安定化が図られておりまして、今後、経済・財政面でも安定化に向けた取組が促進 されると期待しております。エジプトとの関係緊密化によって、日本企業のビジネス チャンスが広がるということも期待されております。

そういった背景の中で、本件エジプト日本科学技術大学、「E-JUST」と我々は略称しておりますけれども、こちらは2009年に両国間で締結された二国間協定によって設置が合意された大学でございまして、まさに日本とエジプト両国の協力関係を象徴する案件でございます。

最近ですと、本年1月に安倍総理がエジプトを訪問しました際にも、日・エジプト共同声明というものを発出しておりまして、引用させていただきますけれども、その中で「E-JUSTへの支援を継続し、同大学をエジプト、アフリカ及び中東全体の科学技術研究・教育の拠点にしていく決意を表明した。また、エジプト政府による大学のキャンパス建設の完了に向けたコミットメント並びにJICA及びパートナーとなる日本の大学を通じた日本政府による継続的な支援を改めて表明した」といった形で発表しております。

したがいまして、E-JUSTがエジプトの産業及び社会の発展に貢献し、ひいては中東、アフリカ地域全体の発展に貢献する優秀な人材を継続的、持続的に輩出する機関になるよう支援を行っていくことが重要であると考えておりまして、今回の計画はこれに貢献するものと考えております。

私からの説明は以上でございます。

O 説明者(森) 引き続きまして、JICA中東・欧州部の森でございます。案件の概要を 少し御紹介させていただきます。

この案件の対象となっているE-JUSTと、現在、E-JUSTに対して実施中の技術協力プロジェクトにも触れつつ案件の概要を説明させていただきます。

E-JUSTは、質の高い、少人数で大学院研究を中心とした実践的かつ国際水準の科学技術教育を提供できる新しい枠組みの国立大学を目指すということで、設立の準備段階から日本に支援の要請がありました。

2008年10月にJICAの技術協力E-JUSTプロジェクトフェーズ1を開始し、さらに昨年 2月より、フェーズ2として2019年1月までの予定で技術協力を現在実施中でございます。全体で10年間の協力で、E-JUSTの設立準備段階から大学の運営、指導、大学院に対する講義、研究指導を日本の各関係大学の協力により実施しております。

これまでは仮の校舎で大学院教育・研究をしており、大学院のみで在籍者が約150名の小規模な高等機関です。現在エジプト政府によって新しいキャンパスの工事が進んでおり、2017年には大学学士課程も新設され、将来的には工学系だけで学部1,200人、大学院700人規模の大学となる予定でございます。

本年度からはエジプト以外のアフリカ地域からも8名の学生を受入れる予定がございます。奨学金制度をつくって、E-JUSTの国際化も後押ししていく予定でございます。

無償資金協力で行う予定の本案件「E-JUST・研究機材整備計画」ですが、このE-JUST の2017年より開始される学士課程に対して、エジプトの産業及び社会の発展に貢献する人材の育成を目的に、教育・研究基盤を強化するために必要な機材を整備するものでございます。

- 〇 説明者(大野) 私、JICA中東・欧州部中東一課の大野と申します。 委員の皆様から事前にいただいたコメントに対して御回答をさせていただきます。
 - まず、荒木委員から、本事業の根本的な考え方は、科学技術面におけるエジプトと日本との人脈形成と日本の科学技術立国に寄与するものである。ケニアのジョモ・ケニヤッタ農工大学を例に、研究機材に関しては日本の科学技術の水準を誇示するものであるというコメントを頂いております。

これに関しましては、まず、案件の意義について御理解を頂き感謝申し上げます。

E-JUSTについても、ジョモ・ケニヤッタ農工大学と同様、高度機材の整備と技術協力等による大学運営指導の支援を合わせて行うことによって、実践的な教育を導入して、多くの高度な産業人材を輩出する拠点となることを目指して支援を

行っていきたいと考えております。

● 次に、松本委員から頂いたコメントに対して回答させていただきます。

委員からは、JICAの技術協力の評価調査において、例えばE-JUSTの法的位置づけ、エジプト政府側の予算や人員、経営、事務処理、組織・財務面等で課題が挙げられている状況において、新たな無償資金協力を投じて機材を供与することについて、納得のいく説明をいただきたいというコメントをいただいておりました。

これに関しましては、御指摘のとおり、2013年5月に実施しました技術協力の中間レビュー調査におきまして、委員に挙げていただいたような課題が挙げられております。それに対し、エジプト側による体制の強化、すなわちE-JUSTの理事会の強化や、学長の交代によって改善してきた部分もありますし、さらにはJICAの支援によって改善を促してきた部分もございます。

具体的に申し上げますと、2014年12月にはエジプト側で大統領令が発出されまして、E-JUSTの大学に法人格を付与するということが決定されました。これによってエジプト側の予算確保や、人員の確保が進められてきた経緯がございます。

また、法的位置付けと予算や人員というところはつながってきているのですけれども、経営ですとか組織や財務面に関しましては、JICAの技術協力の中でも研修等で人材育成を行ってまいりまして、能力強化を図ってきた経緯がございます。

このように、まだ100%ではないものの、中間レビュー等の指摘を踏まえて、エジプト側の努力、JICAの支援により組織の体制強化を図ってきておりますので、現時点で高度機材を管理するに足る組織が構築されてきているということが言えると考えております。

● 続きまして、齊藤委員からは3つの御質問を頂いております。

1つ目として、エジプトの政変などにより運営が思うように進んでいないようだが、一度抜本的な見直しが必要なのではないか。産業界の必要とする人材がきちんと育成できているのか、ずれがないかを確認する必要があるという御質問を頂いております。

これに関しましては、御指摘のとおり、2011年、2013年の2度にわたる政変によってE-JUST自体も影響を受けてまいりましたけれども、松本委員への御回答のとおり、エジプト側の努力、JICAの支援というところで、運営、組織体制強化が進んできております。ですので、これをまた後押しするためにも、今回の無償事業が位置付けられていると考えております。

産業界の必要とする人材がきちんと育成できているのかという点に関しましては、我々としては3つあると思っていまして、1つ目が産業界に直接的に就職する形、2つ目が産業界と共同で研究を行う、3つ目が産業界の人材育成のための教員

を育成するという役割がE-JUSTにあると考えております。

これまでE-JUSTでは大学院で69名の卒業生を輩出してきておりますけれども、彼らはほかの大学から派遣されたという形の学生が多く、卒業後は自分たちの大学に帰っていくケースが多いのが実情です。

現時点で産業界に直接就職するといった実績はないのですけれども、産業界との共同研究は強化しておりまして、例えば現地に進出している日系のメーカーさんと共同研究を行って、製造ラインの強化・改善といったところを実績として出している学生さんもいらっしゃいます。そのような学生さんを産業界、つまり、日系のメーカーさんに就職させるといったような試みも今検討されておりまして、今後、直接的な就職も進んでいくと考えております。

さらに、学部を開設した暁には学生数もかなり増えますので、そういった実績 を徐々に積み上げていけるのではないかなと思っております。

● 次の齊藤委員からの御質問です。高度な研究機材の無償提供となっているが、これはエジプト側からの要請なのか、この支援が本当に同国の持続的成長や雇用創出に貢献するかというコメントを頂いております。

これに関しましては、機材は全てエジプト側の要請に基づいているものです。 内容としましては、新設する学士課程のための教育・研究用機材が主になるので すけれども、E-JUST周辺の工業地帯を含めまして、産業界では既に導入されてい るような機材を多く含みます。

これらの機材は日本の理工系大学では必須のものとして考えておりますので、これらをE-JUSTに導入することによって、より産業界に資する人材を育成できるのではないかなと思っております。また、高度な産業人材の輩出拠点となることによって、エジプトの持続的な成長、雇用創出に貢献することを目指していきたいと考えております。

● 最後の齊藤委員からの御質問です。機材供与以外の本大学への支援の現状につき 御教示いただきたい、不足なくニーズにマッチしているのかというコメントを頂 いております。

これに関しましては、JICAは12の工学系本邦大学とコンソーシアムを組成していて、大学運営や学術研究に対する助言を行っております。年間延べ80名の大学教員を現地に派遣しまして、講義や研究指導を実施しております。

また、大学はエジプト、日本双方の関係者により構成された理事会で運営されておりますので、日本の支援もこの理事会で議論されて要望が出されて、進捗確認も行われているというものです。ですので、ニーズにマッチした支援は行われていると考えております。

● 最後に、高橋委員から頂きました2つの質問に対して回答をいたします。

1つ目として、エジプトの頭脳流出の原因は何か、本事業でもってそれに歯止

めをかけることが可能かどうか、それ以外の要因への対応はどのような取組がな されているのかという御質問を頂いております。

これに関しましては、海外への頭脳流出については、1つ目の理由として理工系大学のレベルが低いということがあると思っております。2つ目に、エジプトの大学を卒業しても就職率が低いという問題があると思っています。

今回の事業によって高度な機材を整備することにより、エジプトの理工系分野 の高等教育を充実化する、魅力を増すということが考えられますし、産業発展に 貢献する人材育成に実際に寄与するということが考えられます。

他方、教育や雇用の問題は、機材整備のみではなかなか解決できない部分があると思いますので、そこはほかのインフラ事業ですとか、産業育成、投資促進等の技術協力を合わせてエジプトに実施していくことで、雇用の受け皿を大きくするといった試みも同時に進めていきたいと考えております。

● 2つ目の質問として、日本企業が進出に躊躇する理由に政情やエネルギーに対する不安要素があると聞くが、それらへの対策はどのようになっているのかという 御質問を頂いております。

これに関しましては、エジプトにおいては、当地本邦企業への安全対策、現地情報のアップデート等は現地大使館により行われているところでございます。 JICAも併せて現地事務所でセキュリティーアドバイザーを雇用して、情報をきちんと収集・共有しております。また、日本で定期的にエジプトに関係する説明会を開催して、情報を皆様に共有させていただくという取組もさせていただいております。

また、エネルギーに関しましては、確かに現地で停電が多い等の事情がございますので、発電能力強化ですとか、エネルギーの効率化といった面で円借款や技術協力を合わせて検討していきたいと考えております。

以上です。

〇 小川座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明者からの説明について、追加の御意見、御質問があれば 発言をお願いしたいと思います。

荒木委員、お願いします。

○ 荒木委員 これは一つの意見なのですが、今、機材がニーズにマッチしているかどうかという話が出ましたけれども、そもそも主たる教授陣は日本側なのです。したがって、教える側の日本の教授陣にマッチングしないと、機材は適切に選ばれないと思うのです。ですから、彼らのカリキュラムに沿って機材が生かされていくということに

なると、正確にはやはり教える側の日本側の選択眼というのが非常に重要なので、む しろ形式的には要請ベースですから、要請が出てきて応えていくということになるけ れども、そこのところの調整というのはちゃんとやっているわけでしょう。その辺の ところはいかがですか。

〇 説明者(大野) 御指摘ありがとうございます。

まさに今、技術協力で日本人の専門家、教授も含めて現地に派遣させていただいております。エジプト側からいただいた機材のリストを日本人専門家も一緒になって検討した結果、上がってきた要請でございますので、委員の御指摘の点についてはきちんと検討しているというものです。

小川座長 ほかはいかがでしょう。高橋委員、お願いします。

O 高橋委員 すみません。極めてプリミティブな質問になってしまうかもしれませんけれども、やはり高等教育をした後の受け皿の在り方がすごく気になっていて、ここの概要書の事業の要約とか目的の中でも「エジプトと日本の産業界との連携の強化を通じた輸出振興・産業育成」と書いてあったものですから、どうやって日本側との連携強化ということがイメージされているのかなというのが少し聞きたくて、先ほどのような質問をさせていただいたわけです。

実際、エジプト側も高付加価値な産業構造の構築というのを挙げているわけですけれども、そのあたりの見通しというか、見取図がちょっと見えなかったものですから、 そこと教育との一体性というところの御説明をもう少しだけしていただいてもよろしいでしょうか。

〇 説明者(大野) どうもありがとうございます。

例えば先ほどの日本メーカーとの連携といった事例は、まだあくまで一例なのですけれども、現地には日本企業さんが40社以上おりますので、現地の日本企業さんとの連携を深めるというところが、まず我々が今後さらに進めていくべきポイントかなと考えております。

それによって、現地に進出している日本企業が欲しがっている人材をE-JUSTで実際に育てる。さらに、共同研究によって付加価値の高い成果を出していくといったところを追い求めるべきだと思っていますし、そういう実績を積み重ねることで、今、エジプト進出を考えていらっしゃる日本企業の方々にも、さらにE-JUSTというインフラを拠点と考えていただけるのではないかなと思っております。

- 〇 小川座長 松本委員、お願いいたします。
- 〇 松本委員 ありがとうございます。

PDCAという点からいって1点だけ気になるのは、例えばカイロ大学とか、アインシャムス大学とか、アレキサンドリア大学といったエジプトの大学がどうなっていくのか。つまり、この大学だけすぐれた大学で、突出して科学技術ですばらしくて、カイロ大の先生とかもみんなこちらへ来たがるような大学になった場合に、では、エジプト全体の高等教育はどうなるのかということも考えなくてはいけないと思います。どうも議論の中でこの大学がどういう貢献をできるかということだけに目が行っているようですけれども、エジプトの高等教育全体の底上げにどうつながるのかという視点がないと、余りよくないのではないかと思いますので、そのあたりも含めてPDCAを回していただきたいと思います。

- O 説明者(大野) 承知いたしました。あくまでコメントですけれども、現在、69名の卒業生のほとんどがほかの大学の若手教員や研究者というのは、エジプトの高等教育省でそういう派遣プログラムがあって、それを活用して来たという経緯がございます。これによってほかの国立大学ですとか、研究所の若手の教員や研究者をE-JUSTで育てて、さらに彼らが帰っていって成果を広げていくという試みがなされておりますので、これを継続的に実施していきたいと考えております。
- 〇 小川座長 どうぞ。
- 松本委員 そのあたりを書いていただくと、この意義が高まると思いますので、あまり遠慮せずに、よい話はぜひこういう案件概要書にどんどん書いていただければと思います。
- 〇 説明者(大野) 承知いたしました。
- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。では、どうもありがとうございました。
- (3) ベトナム「ベンチェ省水管理計画準備調査」(プロジェクト形成(有償))
- 小川座長 続きまして、3番目の案件、ベトナム「ベンチェ省水管理計画準備調査」(プロジェクト形成(有償))について、説明者から案件の概要の説明及び委員のコ

メントに対する回答をお願いしたいと思います。

〇 説明者(宮下) 国別開発協力一課長の宮下でございます。

それでは、今御案内いただきました、ベトナムにおけるベンチェ省水管理計画に関する案件の概要を御説明申し上げます。

御案内のとおり、ベトナムでは南北に長い3,400キロに及ぶ海岸線や広大なデルタを有しておりまして、世界の中でも気候変動の影響を最も受けやすい国の一つとされております。特にベトナムの食糧の半分を生産しており、社会経済にとって非常に重要な地位を占める南部のメコンデルタ地域は、その地理的特性も相まって気候変動の影響に対しては非常に脆弱であるとされております。

具体的に申し上げますと、地球温暖化に伴う海面上昇がメコン川の河口部において 塩水遡上を拡大させ、周辺地域の塩分濃度の上昇、ひいては農業生産量の減少などの 悪影響を与えることが懸念されております。

ベトナム政府は今後2050年までに海面が30センチ程度上昇とするという試算を示しておりますが、既に現地では耕作被害も顕在化しつつあり、早急な対策が必要であるとされております。

他方、ベトナムでは、近年の急速な経済成長に伴い、全人口の7割を占める農村部の住民と他の地域の住民の所得格差拡大が進行しており、持続的・安定的な成長のため、農村部における生産性の向上が課題となっているところでございます。

こうした背景を受けまして、この事業は、メコンデルタの三角州に位置し農業を主要な産業としておりますベンチェ省において、メコン川本流と三角州内部の河川の合流点に塩水遡上を制御する水門の整備を行う事業であります。

あわせて用水の管理の技術を移転することによりまして、気候変動により周辺環境が変化する中においても、塩分濃度の低い用水の供給を可能とし、農業生産性の維持・向上を図るということを目的としております。

我が国のベトナムに対する国別援助方針におきましても、持続的な成長の達成のため、脆弱性への対応を重点分野3つのうちの1つとして掲げております。この中で農村地方開発、気候変動等の脅威への対応というのを支援することとしておりまして、本事業はそうした国別援助方針との整合性も非常に高い事業であると認識しております。

なお、本件は多様な生態系が形成されております汽水域を対象とした事業であります。したがって、環境面での影響が懸念され、また、地元の農家の生産活動にも影響を及ぼす可能性があると考えております。今後の調査において丁寧に確認を進めた上で、必要な対応を講じていきたいと考えております。

引き続きまして、皆様方から事前に頂戴いたしました質問につき、関係者のほうから回答申し上げます。

O 説明者(作道) JICA東南アジア三課の作道と申します。ベトナム担当課の課長をしております。

各委員からは全部で11個のコメント、質問を頂いておりますが、大きく分けますと 4つの点に分類されるかと思います。

1つ目としましては本事業の背景、2つ目に環境影響への配慮、3つ目が事業実施による農業開発と農家への影響、最後にその他の質問ということでございますが、現時点で入手している情報に基づきまして、これらに回答しつつ、本事業の概要を御説明差し上げたいと思います。

● まず、本事業の背景及び概要に関しまして、荒木委員からは、本件の案件形成の 経緯及び事業の位置付けに関する御質問を頂きました。また、高橋委員からは、 メコン川上流における開発とメコンデルタ地域の塩水遡上、淡水不足の関係に関 するJICAの見解について御質問を頂きました。齊藤委員からは、想定される水門 の規模について御質問を頂いております。

メコンデルタ地域は、先ほど宮下課長からも説明がありましたが、ベトナムの主要な農業産地であるとともに、気候変動の影響を最も受けやすい地域ということでございまして、同時に、地域の持続的な開発に向けて、気候変動の影響を踏まえた農業・農村開発計画の策定というのはベトナム政府の非常に大きな課題でありました。

こうした背景のもとで、JICAは、ベトナム政府からの要望を受けまして、2012年に開発調査として「メコンデルタ沿岸地域における持続的農業・農村開発のための気候変動適応対策プロジェクト」という調査を実施いたしまして、海面上昇や塩水遡上の予測、農業生産の減少など、気候変動による農水産業への中長期的な影響予測を行うとともに、予測を踏まえた農業分野の気候変動適用に係るマスタープランの策定を支援したという経緯がございます。

ベトナム政府は、この開発調査の結果や、ベトナム政府が別途2006年に策定しました「水資源マスタープラン」というものがございますが、この内容を踏まえまして、将来の農業生産の減少を防ぐために、ベンチェ省を含む3省におきまして塩水遡上の制御施設建設に優先的に取り組む必要があると考えておりまして、この建設に関するFSを独自予算で実施したという経緯があります。

このベトナム政府によるFSの結果を踏まえて、このたびJICAに対して円借款による支援の要請が来たということでございまして、この要請を受けて、今回、特にプライオリティーの高いベンチェ省の8か所の施設に関して円借款の審査に必要な情報を整理すべく、協力準備調査の実施を計画しているというのが現在の状況でございます。

本事業は、ベンチェ省内の農地に塩分濃度の低い農業用水を供給しまして、農

業生産性の向上を図るということを主な目的としていることから、基本的には農業開発を目的とした事業という位置付けでございます。

他方、本事業は、水門等の建設を通じまして、気候変動により発生した塩水遡上による農業生産への負の影響を緩和し、回復・発展させるという目的もございますので、農業分野における気候変動への適用案件という整理もできるかと思います。

メコン川上流の開発との関係に関しましては、現時点で入手できるデータにおきましてははっきりとしたことが言えないというところが本当の状況でございますが、過去の水位観測データでは、同地域のメコン川の乾季の流量に大幅な減少傾向は見られないというようなこともございまして、基本的には塩水遡上の原因に関しましては、海水面の上昇が主要因であるのではないかというのが現時点での想定です。

他方、近年、中国国内で水力発電用のダム建設が進められておりまして、この 運用によってはメコン川の流量に影響が出るという認識は我々も持っております。 放流のタイミング等の運用方法について、はっきりとしたことが分からないため、 流量予測が困難な部分はある状況でございますが、こうした状況に対応すべく、 本事業におきましては、水門建設と並行して水位や塩分濃度を継続的にモニタリ ングいたしまして、適切な水門の開閉が確保できるような実施体制を強化すると いうことが重要かと考えております。

塩水遡上制御施設の規模に関しましては、ベンチェ省内の8か所にこれを建設するというのが本事業の内容でございますが、小さいもので幅20メートル、大きいもので幅120メートル程度の見込みとなるというのが現在の想定でございます。

● 続きまして、環境影響に対する配慮に関して、齊藤委員からは、環境面への影響 に対するベトナム政府との対話の状況、松本委員からは、水門建設による洪水被 害拡大の可能性について御質問を頂きました。

本事業の事業対象地であるベンチェ省付近を流れるメコン川は、汽水域であり 魚類や植物など独特な生態系を持っております。

また、輪中内の水流や流量、流速が変化することで、用水の滞留による水質汚染、洪水、河岸侵食等の可能性も想定されるという状況でございまして、こうしたことから本協力準備調査におきましては、環境面への配慮に十分慎重に調査を行いまして、影響の有無や大きさ、緩和策について検討したいと考えております。

● 松本委員から御指摘のあった洪水発生の可能性につきましても、流量や流速等を 踏まえた予測を行った上で検討するという予定であるとともに、仮に事業を実施 する場合には、開閉式の水門の適切なオペレーションについて技術指導を行うこ とで、オペレーションの指導も合わせて行うという計画となっております。

こうした点につきましては、2012年の開発調査実施段階からベトナム政府とも

繰り返し協議を行ってきております。準備調査においてこれらの環境影響について慎重に調査を進めた上で、事業の実施可否について判断するということにつきましては、ベトナム政府とも理解を共有しているところでございます。

● 続きまして、事業実施による農業開発と農家への影響に関しまして、高橋委員からは本事業により目指す農業生産性の向上について、高橋委員、松本委員からは塩水遡上を見越したエビ養殖等の兼ね合いについて、高橋委員からは農民の多様なニーズに対する配慮の実施、実現をどのように行うのかという御質問を頂きました。

本事業におきましては、塩水遡上により生産性が低下した米や果樹、野菜等、淡水を利用した農作物の生産性の向上ということを目的としています。

他方、委員から御指摘いただきましたとおり、事業対象地のうち中流から下流 地域にかけまして、メコン川や地下水から汽水を取水したエビ養殖を営む農家が 点在することを確認しております。

稲作地域での汽水エビ養殖は禁止されているという状況ではございますが、事業実施後も高収入のエビ養殖を継続するために汽水を利用したい農家が存在し、農家間で用水ニーズや排水処理をめぐる利益相反が発生する可能性があると考えておりまして、この対策の検討というのは本事業の実施において非常に重要な事項であると考えております。

具体的には、協力準備調査におきまして、社会調査、ステークホルダー協議の 実施を通じて農家の営農に関する現状の確認、将来の栽培計画、用水ニーズを確 認するとともに、円借款と並行して技術協力を実施することで、農家の意見を踏 まえた適切な土地利用計画、用水利用計画の策定を行う。加えて、作付パターン の変更を含めた農家への営農指導を行うということも、合わせて技術協力で実施 したいと考えております。

また、必要に応じまして、協力準備調査の中でベンチェ省の人民委員会による 適切な農業補償などの対応についても検討する必要があろうかと考えております。

● 最後に、その他のポイントとしまして、荒木委員からはカントー大学との連携可能性、齊藤委員からは日本企業への裨益見込みについて御質問を頂きました。

カントー大学につきましては、本年3月末に日越政府間でカントー大学強化事業に係る交換公文が締結されまして、今後、円借款と技術協力によりまして農業、水産養殖及び環境の3分野で協力を進めていく予定となっております。

本事業、すなわちベンチェの事業におきましては、円借款の実施と並行して、ベトナム政府の適切な環境モニタリングや環境管理に必要な能力強化に関する技術協力を実施する予定でありまして、こうした技術協力を実施するためのローカルリソースとして、カントー大学に蓄積された知見、ノウハウを活用するということも検討していきたいと考えております。

また、カントー大学に対する円借款の中及び並行して実施する技術協力におきまして、本邦大学との共同研究の実施が予定されております。研究内容については、今後決定されるということになっておりますが、本事業と関連した共同研究の実施や、その成果を本事業と並行して実施する技術協力の中で活用するというようなことも合わせて検討していきたいと考えております。

最後になりますが、日本企業への裨益に関しましては、本事業で実施される土木工事に関しましては、難易度はさほど高くないということでございまして、ベトナム国内での競争入札になる可能性が高いということですので、この観点から本邦企業の受注可能性というのは高くないと考えておりますが、他方、塩水濃度や水位のモニタリングの機材に関しましては、先方政府が日本のシステムに関心を持っているということでございますので、この面では日本製品の導入が期待されるということで、詳細に関しましては協力準備調査の中で事業の計画の一部として組み込んでいきたいと考えております。

当方からの説明は以上です。

〇 小川座長 ありがとうございます。

ただいまの説明者からの説明について、追加の御意見、御質問があれば発言をお願いいたしたいと思います。

齊藤委員、お願いいたします。

〇 齊藤委員 どうもありがとうございます。

ちょっとプリミティブな質問になってしまうかもしれないのですけれども、こういう逆流対策ということになりますと、川全体に水門を置くというケースと、取水口というのですか、支流に水門を設けて、水位が上がってきたときにそこを閉めて入らないようにして、本流はしようがないのでそのまま流すというやり方とあると思うのです。

そうすると、こういうものは周りの堤防と一緒にやらないと、結局、ちょっと水位が上がってきたら洪水になってしまって、なるのを避けるためには水門を開けなければいけないというような事態になってきて、余り効果が上がらないのではないか。

例えば日本でも利根川水系などは全部そうですけれども、堤防を非常に高くつくってありますよね。そこで水門をつくるとその辺の制御ができるのですが、水門だけだと余り制御できないのではないのかなという心配があるのです。この例でも、世界銀行はそういう堤防の整備をやっていると書いてあるのですが、今回の案件では堤防というのはスコープには入っていないわけですよね。ちょっとその辺をお願いします。

- O 説明者(作道) 今回も堤防に関してはベトナム政府側の独自予算で整備の計画というのがあるので、その実施状況とか計画がどのようになっているのかということをあわせて確認しまして、仮にベトナム側の計画が遅くなるとか、予算措置がつきにくいというような場合には、本事業と合わせて実施することも検討するということは一つの事業の内容の一部として考えております。
- 〇 齊藤委員 ありがとうございます。
- 小川座長 松本委員、お願いします。
- 松本委員 これは案件としては珍しくカテゴリーAで、慎重にやられるということだと思いますので、その段階で相当程度の専門的な議論も可能かなと考えております。この時点で一つ伺いたいのは、ベトナム側が既にFSをつくっている、それを受けた上でいきなり融資のためのレビューではなく、協力準備調査を挟むということをされているということは、ベトナム側のFSにどこか不十分さがあった。つまり、融資を判断するにはまだ十分ではないと考えられたのかなと推察いたしますけれども、現時点でベトナム側から出てきているFSでは十分に分からない点の主要なところがどこかを教えていただけますか。
- O 説明者(作道) ベトナム側のFSに関しましては、先ほども簡単に御説明しましたが、もともとJICAが協力した開発調査を踏まえて出てきているというところでございまして、門の建設等の計画に関してはある程度のものができていると認識しておりますが、やはり本件で一番重要なのは環境面での影響であると考えておりまして、ベトナム側から出てきた計画だけではそれに関する懸念が完全に払拭できないということから、JICAとして、これは直接融資に結びつく審査のほうに入るというよりは、もう一度環境影響を中心とする協力準備調査を実施しまして、専門の方の知見などをかりて、ミチゲーション対策等も含めて慎重に対応したいという観点から、このような形で調査をするようなことになっております。
- 〇 松本委員 分かりました。
- 〇 小川座長 高橋委員、お願いします。
- 高橋委員 やはり農民、ステークホルダーへの説明というか、その話し合いがかなり クリティカルな感じがしていまして、ベトナムの農民はエビの養殖も含めて非常に利 益に感応しやすい人たちです。それに対して、エビをやめさせていく方向で考えざる

を得ない場合もあるのかなと思ったりするのですけれども、このあたりは時間がかかったりするのだろうと思うのですが、そのあたりの見通しというか、ベトナム政府、ベンチェ省が中心になってやるのかもしれませんが、今、そのあたりをどのように判断されているのかというのを教えていただければと思います。

O 説明者(作道) エビ養殖農家の方が中心的に所在する本当に南部の下流域の部分というのは、今回のこの対策を実施しても完全に淡水の供給というのが難しいということで、本件実施後も、そこはそもそもエビの養殖とか海水漁業とか、そういったものを振興するという計画になっておりますので、そこはそこで引き続き振興していただくということになろうかと思います。

利益相反が生じるのはもう少し北の地域でして、稲作ができる地域に関しましては、 先ほど申し上げましたように、エビ養殖自体は禁止されているのですけれども、実際 にそういう方がおられるということで、ここにおける調整というのはやはり本事業の 実施において非常に難しいところになろうかと思います。

本案件の実施主体がベンチェ省、農業農村開発省になりますけれども、彼らの主体性も踏まえて、あり得べき土地利用の計画というものに基づいた事業となろうかと思いますが、中北部においてエビ養殖をされている方に関しましては、地方省からの補償などによって別の土地を購入する等の補償策を検討することも考えております。

小川座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

(4) カンボジア「南部経済回廊拠点配電網整備計画準備調査」(プロジェクト 形成 (無償))

- 〇 小川座長 それでは、4番目の案件、カンボジア「南部経済回廊拠点配電網整備計画 準備調査」(プロジェクト形成(無償))について、説明者から案件の概要の説明及 び委員のコメントに対する回答をお願いしたいと思います。
- O 説明者(宮下) それでは、続きまして、カンボジアにおける「南部経済回廊拠点配 電網整備計画」に関する御説明を申し上げます。

今回、無償資金協力を想定して協力準備調査を計画しておりますこの事業は、ベトナム及びタイ国境の3地域、この3地域にはSEZも所在しておりますが、こちらに配電網を整備することによりまして、地方電化への寄与を通じた地域住民の生活環境の向上を図るとともに、この地域に位置するSEZへの電力供給を通じて地域の経済基盤の

強化を図ることを目的としております。

カンボジアの電力セクターにおきましては、首都プノンペンの電力供給の安定化と 基幹送電網、送電網、送電線の拡張が最優先課題として取り組まれております。もち ろんカンボジアにおきましても、地方電化も重要な課題とはされておりますが、カン ボジア近郊並びに基幹送電線の拡張に比べれば相対的な優先度は高くないものと認識 しております。

こうした結果を踏まえて、地方部の電化率は依然として低くとどまっておりまして、 今回の対象地域でも電化率は30%以下の非常に低い水準にとどまっていると認識しております。

他方、近年、カンボジアにおきましては、チャイナプラスワンですとか、タイプラスワンの受け皿となりつつあるという新しい状況が生まれておりまして、日本企業を初めとする外国企業の進出も高まっております。

特にこうした現象は首都プノンペン近郊で著しく見られておりますが、本事業の対象地域に所在するSEZのような場所は、タイやベトナムへのアクセスの非常によい立地でありまして、日本企業を含めた外国企業の将来的な進出可能性が見込まれる地域でありながら、不安定な電力供給が投資判断のボトルネックとなっているという事情がございます。

本事業では、こうした課題に対応するために対象地域の電力供給網を整備することを目的としております。こうした事業を通じまして、地域の住民の生活環境の向上と対象地域の経済基盤整備の向上を図りたいと考えております。

また、こうした取り組みを通じましてSEZへの企業進出が加速化することによりまして、周辺地域の住民の生計の向上や雇用の拡大にも資するものと考えております。

我が国の援助方針との関連、整合性につきましては、カンボジア王国の国別援助方針におきまして経済インフラの整備というのが重点分野として位置付けられております。その中でも電力の供給システムの支援には優先的に取り組むとされておりまして、本事業はカンボジアに対する我が国の援助方針との整合性においても合致しているものと考えられております。

引き続きまして、皆様方からいただきました質問に関係者から回答を申し上げたい と思います。

● まず、多くの委員の方々から御質問いただきました本事業の地域住民への裨益の有無、さらには日本として無償資金協力を検討している理由、なぜ無償資金協力を実施するのかという点について回答を申し上げたいと思います。

先ほども御説明申し上げましたが、本案件は、首都圏に比べて電力インフラ整備が格段におくれている地方・島嶼を対象としております。こうした地方・島嶼はSEZも含まれておりますが、まず、地方都市の生活インフラ自身の整備に資す

るという案件であると認識しております。

先ほど申し上げましたとおり、事業の収益性等の観点から、カンボジア側では どうしても首都近郊の電力開発、電力インフラ開発に傾注する傾向がございまし て、その反面、地方における電力インフラ開発というのは後回しにせざるを得な いというような事情もございます。

したがいまして、こうした収益性が高くない地方における電力分野開発の協力 につきましては、無償資金協力で実施していくことが妥当であると考えておりま す。

引き続きまして、JICAのほうで補足説明差し上げます。

O 説明者(齋藤) JICA東南アジア二課でカンボジアを担当しております齋藤です。本日はよろしくお願いいたします。

引き続きまして、同じく本案件の地域住民への裨益、本事業実施の意義について補 足をさせていただきます。

本案件では、経済特区のみに限定することなく、対象地域の村落への配電網整備も 実施することを想定しております。約620村、約11万世帯が裨益対象と想定しており ます。

また、病院などの公共施設に対する電力供給の量及び質の向上といった点にも寄与し、地域住民の生活環境改善が図られると考えております。

また、本案件は、御説明しているとおり、経済特区が含まれる地域を対象としておりますので、地域の経済発展、例えば雇用促進等々の相乗効果、さらには今後進出が 見込まれる日本企業への裨益といったことも想定されると考えております。

このように、本案件は電化率の低い地方部の住民に裨益するものであり、加えて地域の経済発展にも寄与するものですから、日本が無償資金協力により支援する必要性、 妥当性というものは高いと考えております。

● 次に、齊藤委員から3点ほど御質問を頂いておりますので、順に回答申し上げます。

まず、カンボジア全体の電力セクターの設備拡充計画における本事業の優先度に ついてですが、カンボジアにおいては電力インフラはまだまだ不足している状況 であります。カンボジア電力公社は、基幹送電網の拡充、プノンペン首都圏の送 配電網整備を最優先事項としております。

一方で、地方部の世帯電化率は2013年時点で36%と低く、本案件で支援する地方電化はカンボジア政府の電力セクター上の重要課題となっていますが、カンボジア側は地方電化を効果的に進める上でも基幹送電線の拡張を急いでおり、地方電化についてはドナーの支援も得て進めたいという意向でございます。本案件に

よる配電網整備は、カンボジアの最優先事項である基幹送電線と補完する関係に あるとも言えるのではないかと考えております。

次に、本事業の対象となるベトナム国境のバベット、タイ国境のコッコン、同じくタイ国境のポイペト、この3地域における日本企業の進出状況、見通しについて御説明いたします。

バベットにおいては、縫製業を中心として日本企業が約15社進出しております。コッコンには、タイに拠点を持つ大手自動車部品メーカー、スポーツ用品メーカーの2社が進出しております。ポイペトには、同じくタイに拠点を持つ電気機器メーカーが進出しているほか、先月には自動車部品メーカーが進出を公表し、また、大手商社がポイペトのSEZにおいてテクノパーク事業を開始するというようなことも公表されている状況でございます。

本事業によって電力状況が改善されることや、日本が支援している道路整備により、今後ますます物流網が改善されることが見込まれますので、対象地域への日本企業の進出というのは今後さらに進むものと考えております。

次に、配電網の敷設を予定しているルートの確保に関する相手国政府当局との対話の状況についてでございますが、先方実施機関であるカンボジア電力公社と十分に対話した上で案件形成をしております。カンボジア電力公社の配電網整備計画をもとにしており、ルートの確保については現実性の高いものになっていると考えております。

いずれにしましても、詳細については協力準備調査により確認してまいりたいと考えております。

● 最後に、松本委員から、電力の供給は十分なのかという御質問を頂いております。 近年、カンボジアでは複数の大型発電所が運開しており、発電能力は急速に拡 大しており、2018年には輸入に頼ることなく国内の電力需要を賄うことができる 見込みでございます。

また、本案件の対象地域は、既に基幹送電網及び変電所が整備されている、も しくは整備される予定があり、新設する配電網への十分な電力供給量というのは 確保される見込みであると考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

〇 小川座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明者からの説明について、委員の皆さんから追加の御意見、 御質問があれば、発言をお願いしたいと思います。

齊藤委員、お願いいたします。

O 齊藤委員 ありがとうございます。

最後の電力供給は十分だという御説明なのですが、まだこの3か所の経済特区における配電網とかが整備されていない段階で、もう送電網並びに変電所というのは建設が全部決まっているということなのですか。

- O 説明者(齋藤) 3地域とも、今、具体的に建設中であったり、そういう状況でございます。例えばベトナム国境のバベットであれば、中国の資金提供によって115KVの基幹送電線と変電所が建設中でありまして、2016年には完成予定となっております。コッコンにおきましては、近くに発電所が運開済みですが、AFDの支援によって変電所が建設されておりまして、これによって配電網につながっていくという状況でございます。
- 〇 齊藤委員 ありがとうございます。
- 小川座長 高橋委員、お願いします。
- 〇 高橋委員 御説明ありがとうございました。

620村への電気が供給されるようになるというような御説明だったように思うのですけれども、実はこの案件概要書を読んだときに、ちょっとそこら辺が読めなかったのです。だから、案件概要書の書きぶりとして、もしそこが本当にこのプロジェクトのきちんとしたメーンの目的であるならば、それはそれでちゃんと明記していただいたほうがいいのではないかなと思います。

それに加えて、他方でSEZへの電力の供給というのもあるわけですから、その2つの目的があるようにも見受けられるのですが、そのような理解でいいのですか。

その場合、例えば事業目的のところに2つの目的を併記するということは可能ですか。その上でどちらがメーンだということが分かるようにするというような書きぶりは可能でしょうか。

O 説明者(宮下) 事業概要書の書きぶりが適切ではなかったのではないかという御指摘は、まさに御指摘のとおりでありまして、私どもももう少し気をつけて提出する前にしっかりした内容で提出すべきだったと反省しております。

御指摘のとおり、本事業の目的は、もちろん地域住民への裨益もございますし、地域に所在しているSEZへの貢献という両方がございます。したがいまして、本来であればそれを併記して記載すべきだったと考えております。

〇 小川座長 今の高橋委員の御指摘のように書くことはできるわけですか。

- 〇 説明者(宮下) 書くことは可能です。
- O 小川座長 では、そのようにしてください。
- 〇 説明者(宮下) はい。
- 〇 小川座長 どうぞ、荒木委員、お願いします。
- O 荒木委員 それに関することですけれども、この書きぶりだと経済特区というものがちょっと目にさわるわけです。そうすると、当然ながら、経済特区というのは経済利益を追求するということになってきますから、無償資金協力対応というのはいかがなものかという議論も出てくるし、したがって、円借款でできないのかという議論も出てくる。

カンボジアは、円借だ、無償だというのがかつていろいろ問題になった国ですから、 その辺は書きぶりも含めて根拠を明快にしておかないと、再度また問題になるおそれ があると考えます。

- O 説明者(宮下) 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。以後、気を付けたいと思います。
- 小川座長 ほかはいかがでしょうか。高橋委員、お願いします。
- 高橋委員 すみません。追加的な一般的コメントなのですけれども、新しい開発協力 大綱になったことによって官民連携という形のものが進んでいけば、恐らくそのあた りの目的の幅が非常に出てくる。今回のこの案件のようなものが出てくる可能性があ りますので、今後の案件概要書の書き方として、今後出てくる案件の形としてそうい うこともふえてくる可能性があるということで、ちょっと考えておいていただけると ありがたいと思っています。
- O 説明者(宮下) 御意見ありがとうございます。 おっしゃるとおり、今後、官民連携を念頭に置いた案件というのも今まで以上に増 えていくと思いますので、そのようにしたいと思います。
- 〇 小川座長 ほかはよろしいでしょうか。

3 その他

- (1) ミャンマー「人材育成奨学計画準備調査」(プロジェクト形成(無償))
- (2) ミャンマー「ミャンマー行政能力向上に係る人材育成プロジェクト」(技術協力)
- 小川座長 それでは、プロジェクト型の新規採択調査案件については以上で終えまして、その他ということで、ミャンマー「人材育成奨学計画準備調査」及びミャンマー 「行政能力向上に係る人材育成プロジェクト」の2つの案件の御議論をいただきたい と思います。

まず、外務省側の説明者から、提案の理由及び案件の概要の説明をお願いしたいと思います。

O 説明者(髙杉) 外務省国際協力局政策課長の髙杉でございます。いつもお世話になっております。

今回、急遽、追加で2件の御提案をさせていただきました。もともと最初に御案内 したときにこの2件が含まれていなかった点については、当方の不手際によるもので ございまして、この場をかりて改めて深くおわび申し上げたいと思います。申し訳ご ざいませんでした。

その上で、急遽、この2件を今回の適正会議の案件として御提案させていただいた理由についてでございますが、御案内のとおり、ミャンマーについては今回2件上げておりますけれども、1件がJDSというスキームを通じた国内の留学を目的としたものでございます。もう一件が長期研修ということでございますけれども、こちらの長期研修のほうは、おととしから新潟の国際大学にミャンマーから25名受け入れております。この長期研修が今年の夏で終わるものですから、その後継案件として提案させていただいているものでございますが、こちらの長期研修のほうについては、25名受入れているうち11名が元国軍出身者でございます。

したがって、今後、JDS、長期研修による受入れについては、ミャンマーという状況を考えると、行政官を受入れるということであって、国軍から研修生を受入れるということではないのですけれども、軍籍を有する者が関係し得る案件と想定されますので、今回、ぜひ適正会議の場で御意見を頂きたいと思ったものでございます。

御案内のとおり、今年の2月に決まりました開発協力大綱においては、従来の「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則は堅持しておりますけれども、その上で「民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協力に相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する。」という一

文を追加しております。

この一文を追加した点については、一部の方から、「軍事的用途への使用回避」原 則がしっかり守られるのかといった観点から御懸念の表明をいただいているところで ございます。

これを受けて外務省といたしましては、政府部内でどんどん勝手に進めていくということではなくて、案件採択に当たって、できる限りこういった開発協力適正会議といった場も活用させていただきながら、透明性を十分確保した上で、個別具体的に軍事的用途への使用に当たらないということを御説明し、御納得を得た上で案件を進めていきたいと考えております。

今回、両案件ともまだ人選はこれからという状況でございますので、軍籍を有する者ないしは国軍出身者が研修の対象者に含まれるかどうか、それは今後の人選でございますが、その可能性が想定されるということを前提に、従来、この研修生の受入れというのは必ずしもこの適正会議にお諮りするということにはなっていなかったと思いますけれども、ぜひこういった案件についても御議論をいただければと考えたものでございます。

それでは、案件の具体的な内容については、国別一課長のほうから説明させていた だきます。

O 説明者(宮下) それでは、ただいま議題に上がりましたミャンマーにおける「人材 育成奨学計画準備調査」及び「ミャンマー行政能力向上に係る人材育成プロジェクト」 について御説明申し上げたいと思います。

今、政策課長の髙杉のほうから申し上げましたとおり、今日、本両案件がこの適正会議にかけられることとなった背景には共通する部分がございますので、この2案件につきまして、まず概括的に御説明申し上げることをお許しいただければと思います。

先ほど髙杉のほうからも申し上げましたが、今回の適正会議におきましてこの2案件を取り上げることに関する御連絡及び資料の送付が遅くなりまして、委員の皆様方に御迷惑をおかけしたことにつきまして深くおわび申し上げます。

それでは、提案理由及び案件の概要を御説明申し上げます。

御案内のとおり、ミャンマーにおきましては、近年、民主化、経済改革、さらには 国民和解に向けたさまざまな新しい動きが急速なスピードで起こっております。そう した中で、ミャンマーの開発課題というのも従来にも増してさまざまな要素が展開さ れておりますけれども、我々としては、やはり一つの大きな課題というのは人材育成 にあるという認識でおります。

既に御案内のとおり、ミャンマーにおきましては、1980年代の半ばから十数年以上 にわたり、主要な大学が閉鎖され、国内における人材育成に大きな支障を来してきた という事情がございます。その後、主要な大学は再開されましたけれども、さまざま なリソース上の制約や、国内の政治的な要因等によりまして、人材育成における質や 量が必ずしも十分に改善されるには至っていないという現状にございます。

ミャンマーにおける民主化や経済改革に向けた動きが大きくなる中で、こうした動きを進めていくためにも、各省庁における行政官の行政能力の向上、人材育成、さらには制度構築が喫緊かつ大きな課題となっていることは、皆様におきましても御案内のとおりだと思います。

こうした状況を踏まえまして、公共政策、行政分野、防災、さらには少数民族地域を含めた地方の開発といったミャンマーが抱える課題について、中核となる政府の人材の育成を行うことを目的として、先ほど掲げさせていただきました人材育成奨学計画準備調査、いわゆるJDSと、行政能力向上に係る人材育成プロジェクト、いわゆる長期研修の2案件を行うことを検討しております。

いずれも本邦の大学に留学して、先ほど申し上げたような分野の能力向上を図ることを主たる目的とするものでございます。

我が国のミャンマーに対して現在行っております経済協力方針においても、経済・ 社会を支える人材の能力向上、制度整備のための支援、これには民主化の推進に向け た支援も含まれておりますが、こうしたものが重点分野の一つとして掲げられており ますので、今回の2案件につきましては、経済協力方針との整合性も非常に高いもの であると考えております。

また、長年、軍事政権が続いておりましたミャンマーにおきましては、先ほど申し上げたような大学の閉鎖等、人材育成についても様々な課題があったこともあり、国家を支える有意な人材というのが結果として国軍に集中していたという傾向があることは否めないと思います。そうした事情も反映し、現在も各省庁において、軍籍を有する者を含めた国軍の出身者が行政を担っているといった現状があることも事実でございます。

こうしたミャンマーの置かれた状況を勘案して、この秋より実施を予定しております行政能力向上に係る人材育成プロジェクト(長期研修)の実施の対象及び再来年度以降の留学を想定しております人材育成奨学計画(JDS)の調査対象となる行政官から軍籍を有する者を排除しないこととしております。

こうしたアプローチは、ミャンマーが抱えておりますさまざまな開発課題への対応 に資するものと私どもとしては考えておりますし、また、ミャンマーにおける民主化、 さらにはガバナンスの向上といった課題にも貢献するものであると認識しております。 続きまして、松本委員からいただいた御質問に対する回答を申し上げたいと思いま

続きまして、松本委員からいただいた御質問に対する回答を申し上げたいと思います。

時間的な制約で十分な時間がなかったために、ほかの委員の方々から御質問いただく時間がなかったと思いますので、ほかの委員の方々の御質問は後ほどいただければと存じております。

● 松本委員のほうからは5つほど質問をいただいておりますので、まず、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

軍籍を有する者を排除しないことの必要性についてという御質問をいただいて おります。

先ほど申し上げたことと若干重複する部分がございますけれども、ミャンマーにおきましては、様々な開発課題を行う政府機関の能力や体制というのが総じて不足しているという現状がございます。また、先ほど申し上げたように、大学が長い間閉鎖されてきたこともありまして、ミャンマー国内の人材は、軍ないしは軍から各省に転籍した多くの国軍出身者が担っているという現実がございます。

こうした現実を踏まえまして、我々としては、ミャンマーにおける行政官の中で、軍籍を有している者を含めた軍出身者が一定の役割を果たしていると認識しております。

こうした認識を踏まえまして、長期研修につきましては、ミャンマーの行政官が研修を通じて、公共政策、行政分野での計画、政策の立案及びその実施に必要な能力を取得することを目的とした研修を行うということを考えております。

その対象として、繰り返しになりますが、行政官の中で軍籍を有する者を含めた国軍出身者も検討の対象といたしたいと考えております。これは、こうした人材の能力を強化することが、ミャンマーの抱える開発課題であります行政能力の向上、ひいてはミャンマーの開発課題全体の克服に資するという考えに基づくものでございまして、さらには、こうした動きに通ずることによってミャンマー全体の民主化、さらにはガバナンスの強化といったことも期待できると考えております。

JDSにつきましては、特定の省庁に限定することなく、ミャンマーの各分野で将来指導者となることが期待される若手の行政官を日本に受入れることによりまして、ミャンマーの開発課題の解決に貢献しようというものでございます。

先ほど、申し上げたようなミャンマーの現状を鑑みれば、将来、ミャンマーの 指導者となり得るような人材に軍籍を有する者、又は軍に在籍した過去を有する 者が含まれることはあり得ると思いますので、こうした人材も排除することなく、 本件事業を実施することによって、初期の開発効果をより効果的かつ効率的に達 成することが期待できると考えております。

● 次の質問ですけれども、軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避についてという御質問を頂いております。

今回の長期研修の対象者につきましては、冒頭御説明申しましたように、公共 政策、行政、防災、地域開発といったミャンマーの経済社会開発分野の能力向上 に関するコース・授業というのを想定しております。 我々としては、このような分野は軍事的用途に資するものではないと認識しておりますので、こうした分野を学んだ者がミャンマーに戻っても、軍的な用途、 軍事的な能力の向上につながるようなことにはならないと認識しておりますし、 同様の観点から、委員御指摘の少数民族との和平の流れに水を差す可能性につい ても、ないものと認識しております。

JDSにつきましても、本事業の対象者が留学する学部、学科等につきましては、 やはり同様にミャンマーの経済社会開発に必要な科目に限定するということを考 えております。したがいまして、内容面で軍事的な転用を防ぐよう、具体的な学 部や学科、コースについては、我々の行う協力準備調査を通じて検討していきた いと考えております。

● その次でございますけれども、今回は2案件とも大学院の留学のための支援であるが、無償と技協に分かれている。どうしてこうした2つのスキームがあるのか 御説明いただきたいということでございます。

事実から申し上げますと、技術協力につきましては、今年の秋の留学分に関するものでございまして、今年の秋から実施していくということを検討しております。

JDSにつきましては、今回かけているのはあくまでも調査でございまして、2017年、再来年の秋の留学開始分からの4期分の実施の可能性について調査を行うプロジェクトということでございます。

どうしてこの2つの案件があるのかということでございますが、このJDSにつきましては現在も行っておりますが、今年度分についてはもう既に(応募を)締め切っておりますが、引き続きミャンマー側から多大なニーズが寄せられているということあり、JDSにおける他国との関係上、JDSのみを一方的に増やすということもできませんので、技術協力でも、ある程度手当てしたいと考えているためでございます。

● 続きまして、技術協力、無償資金協力について、どのような基準で対象者を選考するのかという御質問を頂いております。

技術協力の部分、長期研修につきましては、ミャンマー政府が候補者を推薦して、研修コースを設定する大学の基準及びミャンマー政府の審査、JICAの基準等に基づいて対象者を選考するという枠組みになっております。

無償資金協力につきましては、協力準備調査によりまして、ミャンマー政府と合意した計画に基づきまして、毎年、ミャンマーの政府内外から留学生の募集を行っております。それを受けて日本側の受入大学による書類の選考、インタビューとともに、ミャンマーの教育省、外務省と在ミャンマー日本国大使館、JICA等で構成されます運営委員会による選考が行われるという形になっております。

続きまして、松本委員から頂きました残りの質問につきまして政策課からお答

え申し上げます。

- 〇 説明者(髙杉) 残りの部分につきましては、政策課のほうから説明いたします。
 - 資料の一番最後にございますけれども、1. については、冒頭申し上げたとおり、 当方の不手際によるもので、追加で1週間前に資料を送付することになってしま い申し訳ございませんでした。
 - 「4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用」でございます。留学プログラムについて、過去、軍籍を有する者が参加した実績ということでございますが、これも先ほど冒頭の説明で申し上げましたとおり、現在、一昨年10月から新潟の国際大学でミャンマーからの行政官を長期研修ということで受入れておりますが、25名中11名が、軍籍は離脱しておりますけれども、国軍出身者でございます。

それ以外にも、ほかの国の例で、留学ということではないのですが、研修への参加という観点からは、2005年にJICAと経済産業省が共同で行った輸出管理セミナー、これは主に大量破壊兵器の不拡散等のための輸出管理ということでございますけれども、このセミナーにカンボジア国防省の職員が参加したという例がございます。

カンボジアにおいては、この輸出管理をやっている部局が国防省に限定されるという観点から、また、研修の内容が軍事転用されるといいますか、軍事的能力の向上につながるものと認められないという観点から、ODA大綱の軍事的用途への使用回避原則に抵触しないという判断のもとに、国防省職員の参加を認めたということがあります。

それ以外にも、災害救援の観点からなのですが、ASEAN地域フォーラム (ARF) というものがございますけれども、このARFの枠組みを使って、ASEAN各国が参加した災害救援実動演習というものを実施いたしました。こちらについても各国から軍人が災害救援という観点から参加いたしました。それについて、ODAを使って開催経費を支援したという前例もございます。

■ 最後に「5. その他」の③の質問でございますけれども、今回、案件概要書に「軍籍を有する者を排除しない」とか「国防省や軍籍を有する者を予め排除することはしない」と書いてございます。

この点については、少なくとも外務省といたしましては、先ほど申し上げたとおり、開発協力大綱のほうに明記したとおり、あくまで実質的な意義に着目して個別具体的に検討していくことが適当であると考えております。今回のような研修、留学ということであれば、その研修の中身とか留学の中身を見て、これが果たして軍事的用途への使用と考えられるものなのかどうか、その観点から判断をしたいと考えております。

今回、対象はあくまでもミャンマーの行政機関に勤務する行政官に限定してお

ります。軍で勤務している軍人ということではございません。ただ、ミャンマーの中央省庁において国軍出身者が非常に多いという実情を鑑みれば、我々としては、あらかじめ検討の対象から軍籍を有する者を排除するということではなくて、そういった者も含めてミャンマー政府のほうで人選をしてもらって、その推薦を踏まえて日本側において最終的な受入れを決定するという手順を踏むことが適当かと考えておりますので、あらかじめ検討対象を狭めるということは必ずしも適当でないと考えているものでございます。

以上です。

O 小川座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明者からの説明について、御意見、御質問を頂きたいと思います。

松本委員、お願いします。

○ 松本委員 すみません。多分ほかの委員の方々はまた質問があるかと思いますが、せっかくお答えをいただいたので私から幾つかお願いしたいのですが、やはりどうして今日でなければいけなかったのかが分からないのです。不手際だということはわかったのですが、であれば2か月後に回すことはできなかったのでしょうか。

つまり、あと13分という時間の中で第1号の案件を議論する。しかも4月6日の参議院の議論の中で、岸田大臣が相当程度この開発協力適正会議において目を光らせていただくというような表現をされているのに、ちょっとこれでは審議時間が足りないのではないかということをまず冒頭申し上げておきたいと思います。

その理由にしては、不手際であるということだけではどうも理由にならなくて、募集期間、応募がもう始まるとか、何かそういう理由が来るのかなと思っていたら、そうではなかったので、なぜ2か月後ではだめだったのかという点について教えていただきたいということであります。

2点目ですけれども、軍籍を有する人を排除しない必要性について。これも実を言いますと、参議院の会議録を読ませていただいた範囲では、なるほど防災とかでやは り軍関係者が必要なのかなとか、そのようなイメージを私は抱いてきました。

そうしましたら、今の御説明によれば、要するに軍事政権下にありましたので、軍が優先的にトレーニングを受けた上で各省に行っているという理由だった。仮にこれが理由だとすれば、今後、軍事政権下にあった国々全てにおいて言うことが可能になってしまうのではないかと思いまして、むしろちょっと危惧しました。

つまり、防災とか、そのような軍の能力を非常に重視されてこのような大綱になったのかと私は思ったので、むしろ意外に思った次第でありまして、そこまで拡大して

本当によろしいのであろうか。

一番気にするのは、軍事政権下で極めて問題として現地から見られていたような方々が日本の援助によって日本に留学をしたりというようなことに対して、現地の国民感情といいますか、そのようなものがあった場合に非常に不安を感じております。 そのような点から、軍籍を有する者を排除しない必要については、その解釈で本当にいいのかという疑問があるということをもう一度お伝えしたいと思います。

その上に3つ目ですけれども、今回は行政能力向上であると。私もその中身を見て 大丈夫かなと思いつつも、「など」というのが入っていました。

せっかく参議院のほうでもこういう丁寧な議論がされていたので、私としては、新 潟の国際大学でどのような授業を受けられるのか、具体的にこういう授業なのですよ、 問題ないではないですかというように、資料と共に御説明をいただければ分かるので すけれども、ここに書いてあるような内容で「など」がついている状態で、ここでも う一度繰り返されたということについては、ちょっとそれでは不十分ではないか。今 回、特に大綱を変えたという中で出てきている点ですので、本来であれば、どのよう な大学院での学びをされるのかということについて丁寧に教えていただきたいと思い ます。

最後の点の軍籍を有する者を排除しない、あらかじめ排除することはしないということについては、今回このように書かれていますが、今後、必ずしもそうではない。つまり、今後はそう書いていなくても排除していないこともあると理解をいたしました。

これについても、大綱の運用の仕方、岸田大臣の参議院での御答弁を踏まえて、我々 チェックをする側としては、今後、その可能性について全てチェックをしなければい けなくなるのかということです。

例えばメコンデルタの塩水遡上の話をするときに、これはベトナム国軍と関係がありますかとか、そういうことを一々聞かなければいけないというのは極めて非現実的な運用方法だと思うので、当面、その可能性がある案件につきましては、案件概要書等を含めて明示していただいたほうが、より効率的、効果的な大綱の運用になるのではないかと思う次第です。

以上です。

O 説明者(髙杉) 松本委員、御指摘ありがとうございます。いずれも貴重なコメント だと受けとめております。

今日でなければいけなかったのかという点については、本当に申し訳ないと思っております。今回なぜ御提案したかという趣旨は、冒頭申し上げたとおり、我々としては、透明性の向上を図る観点から、今回のこの長期研修にしても、JDSにしても、国軍出身者が入るということはまだ現時点で決まってはいないのです。ただ、現に長期

研修で25名中11名の国軍出身者が参加しているという状況に鑑みれば、今後もそういうことが想定されるという観点から、あえて適正会議の場でも取り上げていただくということが適当だと考えております。

今回、4件に追加の2件ということで、本当に時間的にも非常に短くなってしまったことは申し訳なく思いますので、必要があれば、引き続きこの案件を含めてまた再度取り上げていただくということは十分可能だと思います。

ただ、ミャンマーの長期研修のほうについては、先ほども御説明したかと思いますが、今の長期研修のコースが今年の8月に2年間のコースを修了することになっております。その後継案件ということを予定しておりますので、今年の秋、10月からの受入れということを念頭に置いておりますので、ミャンマー側との関係で、人選に向けた作業をそろそろ進めないと今年の秋の受入れというのが難しくなっていくおそれがございますので、そういう意味では、我々としてはできる限り早い段階でこの準備を進めさせていただきたいと考えておりまして、ちょっと慌ててという形になってしまって申し訳なかったのですが、今日のこの適正会議の場で御議論いただく必要性があったという背景はございます。

それから、今回の開発協力大綱において「民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協力に相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合」と書いてございます。ここでも「民生目的、災害救助等」ということを例示として挙げておりますが、先ほど委員から御指摘いただいたとおり、例えば台風を始めとして、今回のネパールの震災もそうですけれども、そういう自然災害が起きたときに軍が災害救助等の面で大きな役割を果たし得る。そういった点で開発協力を通じた支援といったものも今後検討の対象となり得ると考えておりますが、そういう形態だけではなくて、今回ございますとおり、例えばミャンマーの国づくりを支援していくための人材育成に協力するということも、ミャンマーに対する経済協力方針に照らして、我々としては必要な協力であると考えております。

その中で、ミャンマーもいろいろな省庁がございますし、今、現にこの長期研修に参加している省庁も、外務省を初めとして複数の省庁にまたがっているものでございますけれども、そういった方々の中に国軍出身者が結構多いというのが実態としてございまして、我々としては、ミャンマーの国づくりを支援していく上で、昔、国軍で勤務していた方々も含めて、例えば国際関係論を勉強してもらったり、ミャンマーの経済社会開発に資するような点を日本への留学を通じてしっかりと身につけてもらうということは、ミャンマーの民主化にも資するものであると考えておりますので、過去、軍で勤務していた者はもう国づくりに参加しなくていいのだというような対応で臨むことは必ずしも適当ではないのではないかという観点から、少なくとも選考対象者の中に、あらかじめ軍籍を有する者を排除するというアプローチをとるのは必ずしも適当ではないのではないかと考えてこういう御提案をさせていただいているという

ことでございます。

新潟の国際大学で現に何を勉強しているのかということについては、国別一課長から補足してもらおうと思いますが、今回、新しいJDSに基づく留学とか、ないしはJICAの長期研修で具体的に何を学ぶのかということについては、まだ現時点で確定したプログラムというのがあるわけではございません。

長期研修についても、留学先が国際大学になるかどうかというのは今後決定されるものでございまして、受入大学が決まった後、そこの大学のほうとも調整をしながら決めていこうと考えておりますので、具体的に何とかコースというのがあって、国際関係論が何コマあるとか、経済が何コマあるというところまでまだ詳細は決まっていないというところはあります。

ただ、我々としては、今回、新潟の国際大学のほうで受け入れてもらっている現在のプログラムと基本的には同様の内容を想定しておりまして、あくまでミャンマーの経済社会開発に資するという観点から、慎重にコースを検討して、決定していきたいと考えているものでございます。

今後、ほかの案件についても、開発協力大綱に明示しているとおり、軍籍を有しているかどうかという形式的側面のみに着目するということではなくて、あくまで協力の中身をしっかりと見ていきたい。実質的意義に着目して検討していくという観点からは、特に研修については、研修コースを先に決めて、それから人選をするという順番をたどりますので、研修コースを決めた時点では誰が参加するかということは実は決まっていません。

そういう意味において、ミャンマー以外の国においても、軍籍を有する者とか、ないしは国軍出身者が参加する可能性というのは、ないことはないと考えております。

そういった場合に、どこまでこの適正会議の場で御議論いただくことが可能かというのは検討が必要というか、物理的な限界というものがあると思いますので、全部が全部ということにはいかないと思いますけれども、我々としては、今回のミャンマーのようにあらかじめそういった可能性が想定されているものについては、できるだけ積極的に適正会議の場で御議論いただくことを通じて、国民に対する説明責任を果たす一環とさせていただきたいと考えているものでございます。

O 説明者(宮下) 国際大学に既に留学している元軍人は何を学んでいるのかという御質問でございますけれども、国際大学における修士課程においては、国際開発学、国際関係学、公共経営、政策分析、さらには公共政策プログラムといったような授業が組み込まれておりまして、主としていわゆる文系の大学院に関するコースが行われております。

今まさに勉強して、この夏に卒業を控えている25人のうちの11人につきましては、 主として国際関係学を学んでいる学生が多いと認識しておりますし、一部はその他の 国際開発学を学んでいると承知しております。

卒論のテーマ等から勘案すると、ASEANとの関係とか、東アジアにおける国際政治といったようなことを主として勉強しているように見受けられます。

〇 小川座長 ほかに。

高橋委員、お願いします。

○ 高橋委員 最初に、私自身も今日ここで結論的なことを言うのは避けたいと思っています。その理由は2つあります。

1つは、今、松本委員のほうからも言っていただいたように、やはり検討する時間が十分ないですし、情報も十分に足りていないと思っています。

もう一つは、私自身はこちらのほうが実は結構クリティカルだと思っているのですが、軍籍とか、こういう部分の援助というのは、非常に政治的側面を含むものだろうと思っています。政治性のあるものの判断をこの適正会議という場でテクニカルに議論をすることが果たして適切なのかどうか、私自身ちょっとよく分からない。つまり、ここで議論することによって、ある種の政治性という部分が払拭されたかのように思われてしまうところが私としては不本意なのです。

つまり、ある種の何らかの政治的判断がそこにはあるのだろうと思いますから、ここでテクニカルに議論することが果たしてどこまで有用なのかがよく分からないというので、場としての適性性というところにおいても、私自身、今でもよく分からないところがありますから、ここで判断するのは避けたいと思っています。

その上で3つほど申し上げたいのは、髙杉課長とは援助政策協議会とかでいろいろと何度かこの話をさせていただいていますけれども、もし判断する基準があるとするならば、3つほど判断基準があると思っていて、1つが切迫性であり、もう一つが非代替性であり、もう一つが正当性だと思っています。

その意味で、切迫性というところにおいても、なぜここでこの議論をしなければいけないのか、どうして軍籍でなければいけないのかというところの切迫的な状況というのが、軍籍を既に有している、現職の人たちがそうであるということだけであるならば、私にとっては切迫性が十分に感じられません。

非代替性ということにおいても同じであって、つまり、本来のミャンマーの民主化という大きな目的があったときに、髙杉課長も何度も国づくりということをおっしゃられましたけれども、そうしたときに、軍籍を持つ人たちを育てていくこと自体が果たして民主化に資するのかどうか。現地での紛争助長ということにならないのかどうか。既得権益を持った人たち自身が、それによって選抜されてくるということにならないのかということなどを含めて、本当に民主的な面を促進することになるのかどうかということについての十分な判断をするだけの情報が、今、私の手元にないもので

すから、判断が分からないということです。

正当性に関しても似たようなことです。どのような選抜プロセスになって、誰が最終的に選ぶのかとなったときに、それは正当なプロセスで選ばれたのだということを、自信を持って現地の少数民族の人たちが納得できるようなプロセスなのかどうかということもよく分からない。

以上、切迫性、非代替性、正当性の3つの観点から見て、今回のこの件が果たして 妥当なのかどうかということを判断できないということがありますので、現時点では そういう私の考え方についてお伝えして、私の判断は保留したいと思います。

- 〇 小川座長 荒木委員、お願いします。
- 荒木委員 私は、この人材開発プログラムというのは、ミャンマーの最大のニーズだと思っているのです。今、いろいろな新聞でもそうですが、毎日のようにプロジェクトの話がどんどん出てきているのだけれども、一方では、私もミャンマーへ行って感じたのですが、やはり行政官が圧倒的に足らない、不足している。行政滞留しているわけです。そういう意味で、実を言うと、このプログラムはもっと早く一番初めにスタートすべきプログラムではなかったかと逆に思っているわけです。

今、いろいろな軍籍の話が出ましたが、ODA大綱を改定するプロセスでも議論が出たのですけれども、私の個人的な見解からいうと、軍籍を持っているからこそ、民主的な国家の中でちゃんと民主的な教育を受けて、民主主義とはこういうものだということを感じて、勉強して帰っていくということの功績のほうがはるかに大きいのではないかと、私は日ごろから主張してきているわけです。

例えばインドネシアのスハルト政権時代でも、初期の段階でテクノクラートの育成というのが非常に大きな課題になったのです。だけれども、あの国の事情があってなかなかその候補者がたくさんいなかったという中で、当時はハーバードに軍籍を持った人も行ったのです。そういうことは今の時代と違いますけれども、インドネシアのテクノクラート育成ということで彼らも参画したという歴史的な事実はあります。

今、いろいろな御意見が出ましたけれども、逆に彼らこそ、閉鎖されたミャンマー社会の中で、軍籍の中でほかの知識も得られずに一方的な教育を受けた軍人、この人たちを日本に受入れて、しかも日本は民主的な国ですから、生活の環境といい、日本人とのつき合いといい、その中において民主主義とはこういうものかということを体験して帰るということがいかに今のミャンマーにとって大切か、そちらのほうをむしろ重視したいと私は個人的には思っております。

〇小川座長 どうもありがとうございます。

齊藤委員、お願いします。

○ 齊藤委員 それでは、一言意見を言わせていただくということになるかと思うのですが、私は荒木さんの御意見に非常に近いのですけれども、先ほど松本委員がおっしゃられた、日本でどんなプログラムをやるか提示していただかないと分からないと言う点ですが、はっきり申し上げて、日本の大学で防衛とか、そんな授業をやっている学校は防衛大学以外ではないし、法政大学でもやっていらっしゃらないと思うのです。

ですから、現実問題としては、日本が受け入れる段階でそういう授業をやるということはない。そうすると、何かというと、軍籍を持った人たちを優越的に扱ってしまうのではないかという問題だと思うのです。その問題は、逆に言うと、今、荒木委員がおっしゃったとおり、その人たちを日本で教育するほうがずっといいのではないのかなと思います。

今後、例えばODAでアフリカでやっていくということになったとき、ほとんど軍籍だと思います。はっきり言って、低開発国、発展途上国で大学を出て、民間で民政官としてやっていけるような人たちがそういるとは思えません。ほとんどが士官学校なり、そういうところの出身者が実際には民政をやっていく。その過程において、皆さんいろいろ勉強していくということだと思うのです。

ですから、そこを排除してしまうと本当に非常に難しい対応になってしまうと思いますので、特にそこは排除する必要はないのではないか。

以上です。

〇 小川座長 そちらから何かありますか。よろしいですか。

よろしければ、私からもちょっと。

軍籍を有する方が、民主主義はどういうものかとか、経済活動がどうかというのを 勉強してもらうのは非常に重要で、私もそれは積極的にやるべきだなと思うのですが、 この1週間のところで出てきている情報でそれを想像しろというか、理解しろという のはやはり難しいかなというところがあります。

確かに社会科学のプログラムですと、やることは大体こんなことだなというのは、私自身も想像はつくのですが、それはやはりそういうものを示して、あるいは大学側にいると、大体そういうところのプログラムを受注するときは、趣旨とか、こういうものでつくってくれというのが来ますよね。それで大学側でつくるわけですから、恐らくJICAとか外務省でこういうものをつくってくれというものはあると思うので、それを示されると、もっと議論ははっきり明快になってきたのかなと思うのですが、松本委員と高橋委員がおっしゃるように、1週間というのは時間が足りないのかなと思いますので、これ自体、私はいいことだと思うのですが、それを判断する時間がなかったというところで、次回もう一回、これについていろいろ資料を出していただいて、御議論をしていただくということが透明性に資するのかなと思いますので、その点よ

ろしくお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- O 説明者(徳田) 承知しました。それでは、本件につきましては、次回、6月の会議 において必要な情報をさらに追加する形で御審議いただくということにしたいと思い ます。
- 〇 小川座長 どうぞ。
- 松本委員 恐らく高橋さんは、ここでそれを議論するのがいいのかという議論をされているので、それは引き続きあるかもしれませんが、私としては、今、荒木委員、齊藤委員、あるいは小川座長が、逆にそれは民主化に資するとおっしゃられてはいますけれども、しかし、今回の大綱の議論の中、あるいは大臣の答弁の中でも一度も出てきていないことであって、私は、こういう場というのは、国際協力局長のもとで集まった、いわば高橋さんの言葉で言うテクニカルな議論をする場だと思っているので、前提としてそのようにこれまで政府はおっしゃってきていませんので、あくまで今回、軍籍をお持ちの方が参加をすることでこういう重要性があるというところの説得性というのは、私は一つ重要だと思っていますので、もし次回、御議論させていただくのであれば、そこの部分は改めて伺いたいところです。

もう一つは、25人のうち11人も軍籍であるということからいくと、ミャンマーの省庁の数からいっても、やはり人が軍籍者に偏っているということもありますので、齊藤委員がおっしゃったように、これを出た人たちが行政の中でも非常に高い地位を占めるようになって、それが逆に行政機構の中で変な派閥をつくっていくとか、あるいは軍の力をとどめるようなことになってほしくはないし、そんなことを求めてはいないと思いますので、国会の中でも議論があったようですけれども、やはりここを出た人たちがどうなるのかというのは、私としてはテクニカルに詰めていきたいところでありまして、2005年の研修のことも例にお出しになりましたし、ARFのことも石兼局長が参議院でお話しされていたと思いますので、そのようなことについても、その後、その人たちがどうなったのかということも含めて、できれば情報を提供していただければありがたいと思います。

- 〇 小川座長 高橋委員、お願いします。
- O 高橋委員 私も、情報が足りていないからここで議論はできないということだけを申し上げたわけではなくて、今申し上げたみたいに、こういった非常に機微な案件をここでどのように見るのかということになると、この会議の性格が少し変わる気がするのです。

それについての私たち自身の考え方自体、やはりもう少し議論が必要だろうと思うし、その上で、果たして案件概要書というものだけでそういう議論をしていいのか。 ある種、制度に関連してももう少し考えたほうがいいものがあるような気がしています。

もちろんテクニカルに議論できる部分はありますし、したほうがいいという部分はありますけれども、それを非常に機微な政治的判断、政策的判断に結びつくようなものにするためには、どのような情報やどのような検討項目があるのかということはもう少し考えたほうがよくて、その意味で拙速だと申し上げた次第です。

〇 小川座長 それでは、この件については、もう一度議論したいと思います。 当方で用意した議題は以上でございます。

5 事務局からの連絡

- 小川座長 事務局から、事務連絡について発言をお願いしたいと思います。
- O 説明者(徳田) 次回会議の日程の御連絡でございます。申し合わせどおり、6月の 最終週の火曜日、すなわち6月30日の火曜日に次回会議を開催予定でございますので、 よろしくお願い申し上げます。
- 〇 小川座長 それでは、以上をもって第21回「開発協力適正会議」を終わりたいと思います。今日はどうもありがとうございました。